手続名

居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出手続【小規模多機能型 居宅介護】 **担当課・係(連絡先)** 高齢者福祉課(049-251-2711 内線393)

必要書類

<u>手続説明</u> ・概要

介護保険の認定結果が「要介護1から5」と認定された人で、在宅で小規模多機能型居宅介護を利用する場合は、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼します。小規模多機能型居宅介護の利用を開始次第、速やかに届出をしてください。

• 対象者

小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を 希望する方。

・マイナンバー確認書類と本人確認書類

⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。 https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi tetsuzuki/mynumber/mynamber seido/mainanba201410.html

・居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書【小規模多機能型居宅介護】

手続詳細URL

https://www.city.fujimi.saitama.jp/45online/2011-1004-1554-126/kaigo download.html

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	なし